

前払金に関する特約条項

(前金払)

- 第1条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3を超えない範囲内で1億円を限度とする額（当該限度額に10万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が増額された場合において、その増額が増額前の業務委託料の2割を超えるときは、その増額後の業務委託料の第1項に規定する限度額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が減額された場合において、その減額が減額前の業務委託料の2割を超え、かつ、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の3を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に契約約款第32条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の3の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第2条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の返還)

- 第3条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を、直ちに発注者に返還しなければならない。
- (1) 保証契約が解約されたとき
- (2) 前条の規定に違反したとき
- 2 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該返還額につき前払金の支払いの日から返還の日までの期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として納付しなければならない。

(前払金の使用等)

第4条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡しに係る業務委託料)

第5条 契約約款第32条により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額（10万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）は、次の式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相当する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相当する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が契約約款第32条第1項及び第2項において準用する契約約款第29条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 契約約款第32条第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相当する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)
- (2) 契約約款第32条第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相当する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(前払金の不払に対する業務中止)

第6条 受注者は、発注者が第1条又は第5条において準用される契約約款第30条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(解除に伴う措置)

第7条 この契約が解除された場合において、第1条の規定による前払金があったときは、受注者は、契約約款第36条の2又は第36条の3の規定による解除にあつては、当該前払金の額（契約約款第32条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額の利息を付した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を、契約約款第36条、38条又は第38条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、契約約款第39条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第1条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（契約約款第32条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を契約約款第39条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、契約約款第36条の2又は第36条の3の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額の利息を付した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を、契約約款第36条、第38条又は同第38条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。